

公立大学法人山梨県立大学理事長の選考方法等に関する取扱要項

(平成30年9月11日制定 理事長選考会議)

(趣旨)

第1条 この要項は、公立大学法人山梨県立大学理事長の選考及び解任等に関する規程（以下、「理事長選考等規程」という。）第6条の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）の選考方法等に関し必要な事項を定める。

(公示)

第2条 理事長選考会議は、理事長候補適任者の推薦に関する事項、意向調査に関する事項及びその他理事長候補者の選考の実施に必要な事項を、あらかじめ学内に公示する。

(理事長候補適任者の推薦)

第3条 理事長選考会議は、有資格者の推薦による理事長候補適任者の選定を行う。

2 前項に規定する推薦は、理事長選考等規程第4条に規定する有資格者5名以上（ただし、理事長候補適任者本人を除く）の連名で書面により行わなければならない。

3 理事長選考会議は、前項の規定により推薦を受けた者を理事長候補適任者とし、五十音順で学内に公表する。

4 前項の規定により理事長候補適任者となった者が、理事長選考会議委員であった場合は、当該委員を退かななければならない。

5 前各項に掲げるもののほか、理事長候補適任者の推薦に関し必要な事項は、理事長選考会議が別に定める。

(意向調査委員会)

第4条 理事長選考会議は、前条第3項に基づく理事長候補適任者が2名以上であるときは、意向調査委員会を設置し、学内に公示する。

2 意向調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学部及び研究科から選出される常勤の教員 各1人

(2) 事務局長が指名する常勤の職員（教員を除く。） 4人

3 意向調査委員会は、理事長選考会議の付託を受け、第5条第1項に規定する意向調査に係る事務を行う。

4 意向調査委員会の運営に関し必要な事項は、理事長選考会議が別に定める。

(意向調査)

第5条 理事長選考会議は、第3条第3項に基づく理事長候補適任者が2名以上であるときは、前条に基づき意向調査委員会に付託し、有資格者による意向調査を行う。

2 前項に規定する有資格者は、次に掲げる法人の役員及び常勤の職員とする。

(1) 法人の役員は、理事長、副理事長及び理事とする。

(2) 常勤の職員は、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに事務局職員（有期雇用職員を除く）とする。ただし、特任教員を除く。

3 第2項の規定にかかわらず、公示の日以前から意向調査当日まで引き続いて休職、休業、停職中の者は、その資格を有しないものとする。

4 第2項の有資格者が意向調査日までに法人の役員及び常勤の職員の身分を失ったときは、資格を失う。

5 第1項に規定する意向調査は、投票により行う。

6 意向調査委員会は、意向調査を実施後速やかに理事長選考会議に投票用紙一式を引き渡す。

7 前各項に定めるもののほか、意向調査に関し必要な事項は、理事長選考会議が別に定める。

(理事長候補者の決定)

第6条 理事長選考会議は、第2条に基づく公示に基づいて提出のあった書類の審査及び面接により選考を行い、意向調査の結果を参考に、最終的に理事長候補者1人を決定する。

2 理事長選考会議は、前項に規定する決定を行ったときは、速やかにその理由及び経過等を公表しなければならない。

(解釈)

第7条 この要項の運用又は解釈について疑義が生じたときは、理事長選考会議の決するところによる。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、理事長の選考に関し必要な事項は、理事長選考会議が定める。

附 則

この要項は、平成30年9月11日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年11月29日から施行する。